

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 法人の概要

事業者名称	医療法人社団 山本メディカルセンター
代表者役職・氏名	理事長 齋藤真理子
所在地	〒249-0005 神奈川県逗子市桜山 3-16-1
連絡先	TEL046-872-0009 FAX046-872-0019
法人設立年月日	平成 8 年 4 月 24 日
ホームページ	https://yamamedi.or.jp/kyotaku-kaigoshien/

2. 事業所の概要

事業所名称	山本メディカルセンター居宅介護支援事業所
所在地	〒249-0005 神奈川県逗子市桜山 2-8-33 桜山 2 丁目ビル 1 階
事業所番号	神奈川県 1472501228 号
管理者・氏名	管理者 杉山想子
連絡先	TEL046-887-0219 FAX046-876-5657
サービス提供地域	逗子市、葉山町、横須賀市、横浜市金沢区、鎌倉市

3. 運営方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者及び家族の希望、心身の特性、社会環境等を踏まえ、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、誠意をもって居宅介護支援を行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉各サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとします。また利用者の生命・身体・財産の安全確保に急を要する事態に対し、適切に対応するものとします。

4. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	事業所の運営・管理	1 名
介護支援専門員	居宅介護支援業務	4 名 (常勤・うち1名は管理者との兼務、1名は訪問看護との兼務)

5. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
営業日 = 月 ~ 金 休業日 = 土・日・祝日・年末年始(12/30-1/3)	午前 9 時から午後 5 時まで

※営業時間外で緊急の場合は 070-8848-9171 におかけください。

6. サービス提供方法及び内容

指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。その内容は次の通りです。

- ①課題分析(アセスメント)の実施(居宅サービス計画ガイドライン(全国社会福祉協議会方式))
- ②居宅サービス計画原案の作成。尚、居宅サービス計画作成にあたり、利用者は事業者に対して、複数のサービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画原案に位置づけされたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ③サービス担当者会議等の実施。
- ④居宅サービス計画の確定(利用者及び家族への説明、同意及び交付)。
- ⑤利用者宅訪問、面接及びモニタリング結果の記録(月 1 回以上)。
なお、モニタリングに際しては利用者の同意のもとテレビ電話等を活用し、実施することができますが、その場合であっても2か月に1回は利用者宅を訪問して対面で行います。
- ⑥必要に応じた居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者と連絡調整等。
- ⑦介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供及び介護保険施設等からの退院又は退所する利用者への居宅サービス計画等の援助。

7. サービス利用料金及び利用者負担

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払いは受けないものとします。

保険料の滞納等により法定代理受領の対象でなくなった場合は、要介護度に応じて所定の額を一旦自己負担いただき、指定居宅介護支援証明書を以て市町村窓口で全額払い戻しを受けることとなります。

また、通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり10円を徴収します。

8. 個人情報保護

当法人の個人情報保護に対する基本方針に添い、個人情報の重要性を認識しその適切な保護に努めます。

9. 緊急時における対応

従業者は居宅介護支援の提供にあたり、事故が発生、又は事故を発見した時は、速やかに必要な措置を講じます。

10. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

相談方法	電話、FAX、電子メール
開設時間	月～金 午前9時から午後5時まで
連絡先	電話 046-887-0219 FAX 046-876-5657 メールアドレス:sugiyama@yamamedi.or.jp ※メール返信には数日お時間をいただくことがあります。 お急ぎの際にはお電話ください。
担当者	杉山想子(管理者・主任介護支援専門員)

- その他、お住まいの自治体及び国保連合会にも苦情申し立て等ができます。

逗子市役所 福祉部・高齢介護課介護保険係	所在地:逗子市逗子 5-2-16
	電話番号:046-872-8116
	対応時間:月～金曜日 9:00～17:00
葉山町役場 福祉課	所在地:三浦郡葉山町堀内 2135
	電話番号:046-876-1111
	対応時間:月～金曜日 8:30～17:00
横須賀市役所 福祉部 介護保険課 給付係	所在地:横須賀市小川町 11 分館 2 階
	電話番号:046-822-8253
	対応時間:月～金曜日 8:30～17:15
鎌倉市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地:鎌倉市御成町 18-10 本庁舎 1 階
	電話番号:0467-61-3947
	対応時間:月～金曜日 8:30～17:15
横浜市金沢区役所 高齢・障害支援課	所在地:横浜市金沢区泥亀 2-9-1
	電話番号:045-788-7868
	対応時間:月～金曜日 8:45～17:00
神奈川県 国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地:神奈川県横浜市西区楠町 27-1
	電話番号:045-329-3447
	対応時間:月～金曜日 9:00～17:00

- 苦情が発生した場合、その内容や苦情に対して採った処置について報告書を作成し、再発防止策を講じます。報告書は契約終了後5年間保管します。

基本報酬

	□居宅介護支援費Ⅰ		□居宅介護支援費Ⅱ		□居宅介護支援費Ⅲ	
摘要	□①介護支援専門員一人当たりの利用者数が45人未満の場合		□①介護支援専門員一人当たりの利用者数が45人以上60人未満の場合 (45人以上60人未満の部分のみ適用。45人未満の部分は居宅介護支援費Ⅰを適用)		□①介護支援専門員一人当たりの利用者数が60人以上の場合 (60人以上の部分のみ適用。60人未満の部分は居宅介護支援費Ⅱを適用)	
	□②ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員の配置を行っており、50人未満の場合		□②ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員の配置を行っており、50人以上60人未満の場合		□②ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員の配置を行っており、60人未満の場合	
	□③居宅介護支援所と同一建物に居住する利用者、または20人以上の利用者が同一建物に居住している場合は、所定単位数の95%を算定		□③居宅介護支援所と同一建物に居住する利用者、または20人以上の利用者が同一建物に居住している場合は、所定単位数の95%を算定		□③居宅介護支援所と同一建物に居住する利用者、または20人以上の利用者が同一建物に居住している場合は、所定単位数の95%を算定	
介護度	要介護1・2	要介護3・4・5	要介護1・2	要介護3・4・5	要介護1・2	要介護3・4・5
単位数	①◎1086単位 ③ 1032単位	①◎1411単位 ③ 1340単位	① 544単位 ② 527単位 ③ 517単位 501単位	① 704単位 ② 683単位 ③ 669単位 649単位	① 326単位 ② 316単位 ③ 310単位 300単位	① 422単位 ② 410単位 ③ 401単位 390単位
地域区分	4級地(1単位当たり10.84円)					
金額	①◎11,772円 ③ 11,186円	①◎15,295円 ③ 14,525円	① 5,896円 ② 5,712円 ③ 5,604円 5,430円	① 7,631円 ② 7,403円 ③ 7,251円 7,035円	① 3,533円 ② 3,425円 ③ 3,360円 3,252円	① 4,574円 ② 4,444円 ③ 4,346円 4,227円

※事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50%となります。

運営基準減算が二か月以上継続している場合は、報酬は発生しません。

※事業所が特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,168円を減額します。

加算

適用される加算に☑をします

☐	特定事業所加算Ⅰ	主任介護支援専門員を2人以上、介護支援専門員を3人以上配置し、利用者総数のうち要介護3～5の割合が4割以上、かつ24時間事業所と連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合。	519 単位
			5,625 円
☐	特定事業所加算Ⅱ	主任介護支援専門員を1名以上、介護支援専門員を3人以上配置し、24時間事業所と連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合。	421 単位
			4,563 円
☐	特定事業所加算Ⅲ	主任介護支援専門員を1名以上、介護支援専門員を2人以上配置し、24時間事業所と連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合。	323 単位
			3,501 円
☐	特定事業所加算 A	主任介護支援専門員を1名以上、常勤介護支援専門員を1人以上、非常勤介護支援専門員を常勤換算1名以上配置している場合。	114 単位
			1,235 円
☐	特定事業所 医療介護連携加算	①前前年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算の算定にかかる病院等との情報連携の回数を35回以上算定。 ②前前年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定。 ③特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定。	125 単位
			1,355 円
☐	初回加算	新たに居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が2段階以上変更になった場合。	300 単位
			3,252 円
☐	入院時情報連携加算Ⅰ	入院した当日中に病院等に利用者に関する情報提供を行った場合。	250 単位
			2,710 円
☐	入院時情報連携加算Ⅱ	入院した日から2日以内に病院等に利用者に関する情報提供を行った場合。	200 単位
			2,168 円
☐	退院・退所加算Ⅰイ	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、当該機関の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、居宅サービス計画を作成した場合。	450 単位
			4,878 円
☐	退院・退所加算Ⅰロ	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、当該機関の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンスで1回受け、居宅サービス計画を作成した場合。	600 単位
			6,504 円
☐	退院・退所加算Ⅱイ	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、当該機関の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で2回以上受け、居宅サービス計画を作成した場合。	600 単位
			6,504 円
☐	退院・退所加算Ⅱロ	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、当該機関の職員と面談を行い、必要な情報の提供を2回受け（そのうち1回以上はカンファレンスで）、居宅サービス計画を作成した場合。	750 単位
			8,130 円

□	退院・退所加算Ⅲ	医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、当該機関の職員と面談を行い、必要な情報の提供を3回受け（そのうち1回以上はカンファレンスで）、居宅サービス計画を作成した場合。	900 単位
			9,756 円
□	ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者または家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上利用者宅を訪問し、医師やサービス事業者と情報共有や連携を行った場合。	400 単位
			4,336 円
□	緊急時居宅カンファレンス加算	医師または看護師等と利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。	200 単位
			2,168 円
□	通院時情報連携加算	利用者が医師や歯科医師の診察を受ける際に同席して、情報連携を行い、それをもとに居宅サービス計画を作成した場合。（月に1回のみ算定可）	50 単位
			542 円